カント「美的判断力の批判」の一考察(三)

長 彦

三一一 美の分析 自 美的判断力と快・不快の感情 三―一―一 美的判断としての趣味判断 判断力及びその原理としての「自然の合目的性」に 『判断力批判』の課題設定 次 (以上 (二)) (以上 (二)) 美の分析の総括 趣味判断の第一契機 趣味判断の第三契機 趣味判断の第二契機 (補論) 趣味判断の第四契機 構想力と悟性 趣味判断の本質 ――美と崇高の問題 質から見て 様相から見て 関係から見て 量から見て 六 結び Ŧī. 五 | | 四一一 趣味の二律背反について 五一一 象徴について 四一二 三種の二律背反と超感性的なものの理念 三一二 崇高の分析 道徳的善の象徴としての美 趣味の二律背反と超感性的基体の理念 三一二一四 三一二一二 数学的に崇高なものについて 三一二一 美的判断としての崇高なものについての E・カッシーラーとS・K・ランガーの 自然と自由との媒介 道徳的善の象徴としての美 「シンボル」概念との比較 「目的論的判断力の批判」への移行 崇高の感情と超感性的なものの理念 力学的に崇高なものについて 松 本

(承前

三美的判断力と快・不快の感情

―― 美と崇高の問題

三一二 崇高の分析

三一二一一 美的判断としての

崇高なものについての判断

合はどうであろうか。カントは、 次に、「崇高なもの」(das Erhabene)についての判断の場

描出の能力に結びつけられており、これによって描出ので満足を与えるという点で一致している。さらに両者とで満足を与えるという点で一致している。さらに両者とで満足を与えるという点で一致している。こらに両者とで満足を与えるという点で一致している。こらに両者とで満足を与えるという点で一致している。こらに両者とで満足な、やはり概念に、それがどのような概念であるの概念に依存しているのでもない。それにも拘わらずこの概念に依存しているのでもない。それにも拘わらずこの概念に依存しているのでもない。それにも拘わらずこの概念に依存しているのでもない。それにも向と関策を前提するという点で一致している。さらに両者とで満足を与えるという点でしている。従っている。従って満足が、これによって描出の作力に表しいものと崇高なものとは、いずれもそれ自身だけで満足を与えるという。

にしても、そうである。」(§23, S. 74.) にしても、そうである。」(§23, S. 74.)

と述べて、美しいものについての判断即ち趣味判断と崇高なと述べて、美しいものについての判断とが、基本的には同じ類の判断であることを強調している。このように、崇高なものについての判断と同様に美的反省的判断力の判断である(\$24, 以 趣味判断と同様に美的反省的判断力の判断である(\$24, と で で から見れば 関心を欠いたものとして、関係から見れば 主観的合目的性として、様相から見ればその主観的合目的性を必然的として表さねばならない。」(ebd.)とカントは述べている。

formloser Gegenstand)(§ 23, S. 75.)に於いても見出される。らである。しかし、崇高なものは、「形態のない対象」(einところで、趣味判断に於いては「形態」(Form)が問題と

に存する対象とは考えられることのできないものである。能力を超えたものであり、それ故、感能の対象としての自然不適合な」(unangemessen unserm Darstellungsvermögen)(\$23, S. 76.)ものなのである。つまりそれは、我々の描出能力にるべきものは、形態のないものであり、「我々の描出能力にるべきものは、形態のないものであり、「我々の描出能力にるべきものは、形態のないものである。

る……(以下略)……。」(ebd.) 象を崇高と呼んでも、それは一般に不当な表現をしていと呼ぶことができるにも拘わらず、どのような自然の対「我々は非常に多くの自然の対象を極めて正当に美しい

このように、美が制限(Begränzung)に於いて成立する対象の形態としてあるのに対して、無制限性(Unbegränztheit)としてある(§ 23, S. 75.)。美しいものが、「悟性の未規定的概念の描出」(die Darstellung eines unbestimmten Verstandesbegriffs)として見られるならば、崇高なものは、「理性の未規定的概念の描出」(die Darstellung eines unbestimmten Vernunftbegriffs)として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性の形態として見られる(ebd.)。このように、崇高なものは、理性の形態として見られるならば、崇高なものは、対象の形態としてあるのに対して、対象のに対して、対象の形態としてあるのに対して、共和ないの形態としてある。

Ideen)と力学的理念(die dynamischen Ideen)とに分けられ を質の契機から、力学的に崇高なものの分析に於いては、関 ものの分析に於いては、主に崇高なものについての判断の量 ものの分析に於いては、主に崇高なものについての判断の量 と質の契機から、力学的に崇高なものについての判断の量

三―二―二 数学的に崇高なものについて

我々は崇高の感情をもつ。即ち、崇高は何らかの仕方で我々 84.) つまり、崇高なものとは、あらゆる比較を絶して大き は、 ものは、ただ無限なるもの、絶対なるもの、即ち理性の対 ばならない。」(ebd.)何故なら、「真に比較を絶して大なる されえない。それはただ「我々の理念の内にのみ求められ das, mit welchem in Vergleichung alles andere klein ist.) 25, S. 80.)。換言すれば、「崇高とは、それと比較しては、 の直接的認識の対象とはなりえない。それにも拘わらず、 たる理念のみ」であるから。しかし、カントの哲学に於いて ある。しかし、このようなものは自然の事物に於いては見出 いものである。これが崇高なものについての判断の「量」 のあらゆるものが小さいところのものである。」(Erhaben ist 「端的に大なるもの」 (das, was schlechthin groß ist) である 「数学的に崇高なもの」(das Mathematisch-Erhabene)とは、 理念は直観されることはできない。それ故、崇高は我々

界があることを指摘する (\$ 26, S. 87.)。と同時に、それに 要求する、という我々の心の事実を指摘する(§ 26, S. 91f.)。 働かせる或る種の表象による精神の気分(Geistesstimmung)_ のような心の状態(Gemüthszustand)即ち「反省的判断力を をもっていることが想い起こされるのである。そして、こ である能力」(ein Vermögen, das selbst übersinnlich ist) (ebd.) 理性の能力に適合しないこと(即ち無力さ)が我々の心に於 超越した心の或る能力を示している」(§ 26, S. 92.) のであ 惟することができるということが、感能のあらゆる尺度を この事実、即ち「無限なるものをも一つの全体として単に思 限なるものさえをも)「一つの全体として」総括するように も拘わらず理性は構想力に対してつねにあらゆる対象を とする。即ち、構想力の二つの働き、「把捉」(Auffassung いて明らかになることを通して、我々が「それ自身超感性的 る。このように、或る対象の判定に際して、構想力の能力が aesthetica)) とに着目し、前者に限界はないが、後者には限 についての満足と同様に、認識諸力の活動から解明しよう (§ 25, S. 85.) こそが、 (apprehensio)) と「綜括」 (Zusammenfassung (comprehensio 「客観が崇高と呼ばれるべきではない」(ebd.) のである。即 カントは、この崇高なものについての満足に関しても、 美的反省的判断力は、構想力を理念の能力であ 本来崇高と呼ばれるべきものであり 美

> るのである。 に於いて成立する心の状態に基づいて、崇高なものを判定する理性及び理性の未規定的理念と関係させ、そのような関係

の心に触れてくる。これはどういうことであろうか。

同時に呼び起こされた「快」として捉えられるのである。 不適合についての判断が理念に一致していることによって 尊敬の感情が成立する。それは、この構想力の理性理念への Gefühl dieser übersinnlichen Bestimmung)(§ 27, S. 98.) である 優越に対する尊敬、つまり「この超感性的使命の感情」(das 定、即ち不快を媒介として、理性能力の感性能力に対する る能力である構想力が理念に対して不適合であるという否 否定し、挫折せしめるところに成立した(Vgl. KdpV, S. Gesetz)は、道徳法則に反する一切の傾向性(Neigung)を ところで、「道徳法則に対する尊敬」(Achtung fürs moralische (Achtung) (§ 27, S. 96.) を我々の心に起こさせるのである。 に到達するのに不適合であるという感情」即ち「尊敬 ち、「我々の能力が我々にとって法則であるところの理念 こすであろうような或る心の気分(eine Gemüthstimmung)」 129f.)。これと同様に、崇高の感情に於いても、感性に属す (§ 26, S. 94f.)と同様の心の状態をもたらすものである。 規定された諸理念 この判定は、『実践理性批判』に於いて述べられたような、 (実践的諸理念) の影響が感情に惹き起 即

て主観的合目的性が成立し、

そこに快が生まれたのに対し

即ち、

美の判定に於いては、構想力と悟性との調和によっ

Unlust möglich ist)(§ 27, S. 102.)という性質(Qualität)を 崇高の感情は、我々の心の動きに於いて成立する「不快を 99.) のである。つまり、この闘争は、直接的には不快の感 媒介としてだけ可能な快」(eine Lust, die nur vermittelst einer が崇高なものについての判断の「質」である。このように、 とによって、快の感情を生じさせるのである。そして、これ 性的能力(理性)にとっては合目的的であると捉えられるこ 情であるが、「しかも同時にその不快が合目的的と表象され を通して心の諸力の主観的合目的性を生み出す」(§27,S る」(§27, S. 100.) ことによって、即ちより高い我々の超感 て、崇高の判定に於いては、「構想力と理性とが両者の闘争

三一二一三 力学的に崇高なものについて

もっているのである。

とき、力学的に崇高である。」(§ 28, S. 102.) と定義される。 この場合でも、数学的崇高と同様に、自然の事物が崇高なの は、「自然は、美的判断に於いて我々に如何なる威力ももた ではない。本来崇高なものとは、やはり我々の心の状態であ ない力(Macht, die über uns keine Gewalt hat)として見られた 次に、「力学的に崇高なもの」(das Dynamisch-Erhabene)

・絶壁をなして覆いかかり脅し迫ってくる懸崖、 閃光と

カント「美的判断力の批判」の一考察(三)

う火山、荒廃を残して去る暴風、 轟雷を伴って中空に盛り上がる雷雲、破壊の猛威を振る 大洋、大河の丈高き瀑布等々」(§ 28, S. 104.) 怒濤逆巻く果てしなき

出すとき、我々は崇高の感情をもち、それを対象にいわば投 unserer Person) (§ 28, S. 105.) を我々がもっていることを見 これらは、我々の抵抗を空しくするような恐るべきものであ 影して、これらの対象を崇高と呼ぶのである。 力を、即ち「我々の人格に於ける人間性」(die Menschheit in 打ち負かされない、そのような自然にすら優越した心の能 むしろ、これら恐るべき自然の力を前にしても、なおそれに らは、我々を恐れさせるが故に崇高と呼ばれるのではない。 る。このようなものは、好んで崇高と呼ばれる。しかしこれ

高と判定されるのである。」(ebd.) 限りで崇高と判定されるのではなく、むしろ我々の力 「自然は、我々の美的判断に於いて、恐怖を惹き起こす (自然ではない力) を我々の内に呼び起こすが故に、崇

即ち、 という性質が見出されるのである。 想到する。それ故、ここでもやはり「不快を媒介とした快 は感性的自己の否定を媒介として、 力学的に崇高なものについての満足に於いても、 超感性的・叡智的自己に

Ŧi.

六

三一二一四 崇高の感情と超感性的なものの理念

崇高に於いては実践的理念(die praktische Idee)の能力とし 感じられ、力学的崇高に於いては、自然を超えた「我々の能 然の、また同時に、思惟する我々の能力の根底に横たわる」 transscendentale Idee) かになる (Vgl. § 28, S. 109.)。それは取りも直さず、我々が されるのではなく、むしろ自然(我々の外なる、 が単なる感性的存在者ではなく、 もの)を契機として、「理性に本来的な領域(実践的領域 のについての判断は、自然に存する事物 力の使命、並びに我々の本性の内に存するその能力への素 ての理性として現れる。即ち、数学的崇高に於いては、「自 の内なる自然)に優越する自由な存在者であることが明ら ること、そしてそのようなものとして我々は、自然に支配 (\$ 29, S. 110.) への展望を我々に与えるのである。 「純粋な自立的理性」(§ 27, S. 99.) をもつことを示してい 「超感性的基体(ein übersinnliches Substrat)」(§ 26, S. 94.)が このことは、 このように、崇高なものについての判断に於いては、 この理性は、数学的崇高に於いては超越論的理念 (§ 28, S. 106.) が感じられる。ここに於いて、崇高 崇高に関する判断の様相について考察するこ の能力としての理性として、力学的 同時に叡智的存在者であ (崇高と呼ばれうる 、また我 (die 我

とによって、より明確となる。 ア・プ

崇高なものについての判断も、 趣味判断と同様に、

> が出来、あらゆる人に要求することができるもの」(§ 29, S. (die menschliche Natur) として、「あらゆる人に期待すること 何故なら、このような「素質」(Anlage) は、「人間の本性. てこの必然性が否定されるわけではない(Vgl. § 29, S. 111.)。 徳的感情への素質の内に」(§ 29, S. 112.) 存する。それ故' の根拠は、我々の「(実践的) 理念に対する感情、 リオリに普遍妥当的かつ必然的である。ただし、その必然性 111.) だからである。 教養」(Cultur)が必要とされるのであるが、だからとい つまり

ば、 る。このことは、崇高の感情と道徳的感情とを比較してみれ を道徳的感情 ここでカントは、崇高の感情(das Gefühl des Erhabenen) 理解される。 (das moralische Gefühl) の前提の下で考えてい

Gefühl der Achtung)を惹き起こすという在り方をしている。 ずは苦の感情を介して、それが同時に「尊敬の感情」(das の快)という構造をもっている。ただし、この道徳的感情 つまり、否定的感情(不快)を媒介とした積極的感情 を惹き起こすに違いない」(KdpV., S. 129.) という形で、 に損害を与えることによって、苦痛と名付けうる一つの感情 やはり、「意志の規定根拠である道徳法則が、 態(不快を媒介とした快)であった。そして、道徳的感情も ての理性に関わらせることに於いて成立する我々の心の状 崇高の感情とは、反省的判断力が構想力を理念の能力とし 我々の傾向性

にきないということも、十分に理解されうるであろう。できないということがなければ、我々が崇高の感情をもつことはい、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. は、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. は、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. は、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. は、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. は、「まったく理性によってのみ惹き起こされる」(KdpV. S. にあるところの、即ち我々の行為を規定するものではないよって意ということも、十分に理解されうるであろう。

必要とされるのである。 と要とされるのである。 必要とされるのである。。 と、このことをカントは、「崇高の感情に向かう心の気分は、 活理念に対する心の感受性を必要とする。」(\$ 29, S. 110.)と を前提している。そして、このように心が諸理念を受け入れ、 を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情が成立する。そ を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情が成立する。そ を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情が成立する。そ を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情が成立する。そ を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情に向かう心の気分は、 と、自然を諸理念に対する。 を前提してのみ」(ebd.)初めて崇高の感情に向かう心の気分は、 と、自然を諸理念に対する。 と、自然を諸理念に対する。 と、自然を諸理念の展開されて のであること」(Entwickelung sittlicher Ideen)(\$ 29, S. 110f.)が あること」(Entwickelung sittlicher Ideen)(\$ 29, S. 110f.)が あること」(Entwickelung sittlicher Ideen)(\$ 29, S. 110f.)が

つの威力」(eine Gewalt) である。「理性はこの威力を感性時に惹きつけるもの」(das Abschreckende für die Sinnlichkeit,時に惹きつけるもの」(das Abschreckende für die Sinnlichkeit, して「一welches doch zugleich anziehend ist)(§ 29, S. 110.)として「一をして、崇高なものとは、「感性を畏怖させながら、同

ものである。ここに於いて我々は、 (ebd.) 即ち、崇高なものとは、このように我々の心を感性の領域(自然)から理性の本来的領域(叡智界)へと向けるめるところの無限なもの(das Unendliche)を仰ぎ望ませる。」のである。ここに於いて我々は、感性に本来的な領域(実践的領へ及ぼし、感性を拡大して理性に本来的な領域(実践的領

「我々の関わるものが、単に現象としての自然にすぎないこと、しかもそういう現象としての自然そのものがなお(理性が理念の内にもつところの)自然自体の単なる描出(bloße Darstellung der Natur an sich)と見なされねばならないこと。」(§ 29, Allgemeine Anmerkung zur Exposition der ästhetischen reflectirenden Urtheile, S. 116.)

に想到する、とカントは述べている。このような理念は、崇に想到する、とカントは述べている。このような理念は、自然と自由とが何ら関係をもたず、まったく懸け離れたは、自然と自由とが何ら関係をもたず、まったく懸け離れたは、自然と自由とが何ら関係をもたず、まったく懸け離れたいの使命の感情(道徳的感情)に基づいており、この感情に心の使命の感情(道徳的感情)に基づいており、この感情に関して対象の表象が主観的・合目的的と判定される。」(ebd.)からである。

t

以上を要約すると、次のようになるであろう。

一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

「おいていての判断に於いても、判断力は、対象の表象に際して我々の心をものであるが、崇高なものの判断に於いては、シーによって、この決は、崇高なものについて対象を判定し、同時には成立する。

「一で挙げた課題(一)に対する解答である。

と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論として見られる。この判断に於いては、「我々は自然をそういい。何故なら、この判断に於いては、「我々は自然をそういい。何故なら、この判断に於いては、「我々は自然をそういい。何故なら、この判断に於いては、「我々は自然をそういしうるにすぎない」(ebd.)からである。この問題はさらに、しうるにすぎない」(ebd.)からである。この問題はさらに、しうるにすぎない」(ebd.)からである。この問題はさらに、自然と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。と自由の媒介の問題に結論を出すことができるであろう。

ある。

四 趣味の二律背反と超感性的基体の理念

四―― 趣味の二律背反について

下のような二律背反が現れる。 Geschmacks)を提示する。即ち、「趣味の原理」に関して以判断力が不可避的に陥る「趣味の二律背反」(Antinomic des判断力の弁証論」に於いて、カントはまず、美的

することを要求する)ことすらまったくできないからでおこれについて争う(他の人がこの判断に必然的に一致よって決定されうる)であろうから。というのは、よって決定されがる)であろうから。というのは、なって決定されがは、趣味に関して論じられうる(証明には、もし基づけば、趣味に関して論じられうる(証明には、もし基づけば、趣味に関して論じられうる(証明には、もし基づかない。というの一、定立。趣味判断は諸概念に基づかない。というの一、定立。趣味判断は諸概念に基づかない。というの

(§ 56, S. 234.)

57, S. 234f.) と言う。しかし、この「何らかの概念に関係す当性を要求することは、絶対にできないであろうから。」(象ればならない。さもなければ、あらゆる人に対する必然的妥まずカントは、「趣味判断は、何らかの概念に関係しなけこの二律背反をカントは次のように解決している。

美的判断として、あくまでも概念に基づく判断であってはなsein)ということとは根本的に異なっている。「そうであるからといって、趣味判断は、或る概念に基づいて証明されうる」(aus einem Begriffe erweislich概念に基づいて証明されうる」(のはいる。「そうであるな」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「或るる」(のはいうことは、「のないう」ということは、「のないう」ということは、「のないう」ということは、「のないう」ということは、「のないう」ということは、「のないう」ということは、「のないう」というにはないる。

らないのである。

カントは、この矛盾を解決するためにまず、概念を「規カントは、この矛盾を解決するためにまず、概念と「それ自体未規定であら、同時に規定されえない」(an sich unbestimmt und zugleich unbestimmbar) 概念とに分類する(ebd.)。そして、「定立」(Thesis) に於いては前者の概念が、「反定立」(Antithesis) に於いては後者の概念が、意味されていると考えることによって、矛盾を解消する。

われることはない。

存在しないであろう。」(§57,S.237.) で在しないである。この場合には、両者の間に矛盾はた、趣味判断は、未規定な概念ではあるが、なお或る概かない、と言われるべきはずであり、反定立に於いて「定立に於いては、趣味判断は規定された諸概念に基づ

ここでカントは、趣味判断の基づく未規定な或る概念を、

に関係しての、従って現象としての対象の(またさいの単に純粋な理性概念」(der bloße reine Vermunftbegriff von dem Übersinnlichen, was dem Gegenstande (und auch dem urtheilenden Subjecte) als Sinnenobjecte, mithin als Erscheinung zum Grunde liegt)(§ 57, S. 236.)であると考えている。この zum Grunde liegt)(§ 57, S. 236.)であると考えている。この根の)或る概念」(ebd.)とも表現される。このような概念は、「それ自体未規定であり認識に役立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に役立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に役立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に機立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に役立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に対立たない」(ebd.)概念は、「それ自体未規定であり認識に対立に対している。このような概念は、「それ自体未規定であり認識に対立といる。このような概念は、「それ自体を関係している。このような概念は、「それ自体を関係している。」(ebd.)とも表現される。このような概念は、「それ自体に対している。」(ebd.)とも表現される。このような概念は、「それ自体に対している。」(ebd.)とも表現される。このような概念は、「をは、」といる。

このようにしてカントは、美的判断力の二律背反を解決する。そしてそれを通して、趣味判断が、超感性的なものの理る。そしてそれを通して、趣味判断が、超感性的なものの理ることを示すのである。

理念」(die Idee eines Gemeinsinnes)(§ 20, S. 64.)の存在を、判断の必然的妥当性の根拠として示された「共通感覚という定式化に他ならない。即ち、「定立」は、「美の分析」に於い定式化に他ならない。即ち、「定立」は、「美の分析」に於いる議論の再は「美的判断力の分析論」の「美の分析」に於ける議論の再は「美的判断力の分析論」の「美の分析」に於ける議論の再は「美的判断力の分析論」の「美の分析」に於ける議論の再

ある。

当に異なっていることについては、十分に注意しておく必要 57, S. 236.) と表現されていると考えねばならない。もっと in uns) (§ 57, S. 238.)、或いは「感能の客観としての、従 があることは言うまでもない。 も、これらの概念の指示対象が同一であるからと言って、こ 横たわる超感性的なものについての単に純粋な理性概念」(§ て現象としての対象の(またさらに判断する主観の) のの未規定的理念」(die unbestimmte Idee des Übersinnlichen 解決されているのであるから。それ故、分析論に於いては 挙げられた趣味判断の必然的妥当性は、分析論に於いて既に 別の形で表したものと解釈できる。そう考えないと、カント れらの概念の意味内実が同一であるとは言い難く、むしろ相 の超感性的基体の理念」または「我々の内なる超感性的なも ていた)と言われたものが、この弁証論に至って、「人間性 なってしまう。というのも、「反定立」の主張の根拠として の二律背反の提示は、単なるこじつけとしか思えないものに 「共通感覚という理念」(これもやはり未規定的概念と呼ば) 根底に

四一二 三種の二律背反と超感性的なものの理念

種の二律背反が存する。」(§ 57, Anmerkung II, S. 243.)ので実践理性の二律背反も同様であった。即ち、「純粋理性の三ものを望見するように導くのであるが、それは理論理性及びこのように、美的判断力の二律背反は、我々を超感性的な

Anmerkung II, S. 244.)

Anmerkung II, S. 244.)

理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 理念が示される。即ち、 のように三種の二律背反が存在することには、「その各々

「第一には、単に自然の基体としての他にそれ以上の規定をもたない超感性的なもの一般の理念、第三には、 しての、まさに同じ超感性的なものの理念、第三には、 自由の諸目的の原理及び道徳的なものの理念、第三には、 自由の諸目的の原理及び道徳的なものに於ける自由と諸 目的との一致の原理としての、まさに同じ超感性的なも のの理念。」(§ 57, Anmerkung II, S. 245.)

という三つの理念が示されるのである。

このように、美的判断力は、その二律背反に於いて、悟性このように、美的判断力は、その二律背反に於いて、悟性の移行が可能となるのではないかと考えるのである。これをの移行が可能となるのではないかと考えるのである。これをカントは次のように定式化している。

ころが理性は、まさにこの超感性的基体に、自らのア・の外なる)に知性的能力による規定可能性を与える。とよって、自然の超感性的基体(我々の内なる並びに我々に従って自然を判定する自らのア・プリオリな原理に従って自然を判定する自らのア・プリオリな原理に定のままにする。判断力は、自然の可能的特殊的諸法則の超感性的基体を通じて、自然が我々によってただ現象としてのみ認識されるということの証明を与え、従って同時に自然認識されるということの証明を与え、従って同時に自然認識される。

の移行を可能にする。」(Einl., S. LVf.) にして判断力は、自然概念の領域から自由概念の領域へプリオリな実践的法則によって規定を与える。このよう

えないものであって、「我々はそれについて少しの知識もも 律背反」に於いて、特に第三及び第四二律背反の解決に於 たない」(KdrV., A 566/B 594.) のである。 かし、この叡智的存在者は、理論理性によっては何ら規定し いことを示している(Vgl. KdrV., A 532-558 / B 560-586.)。 在者」(irgendeines intelligibles Wesen)の可能性が否定され が、それ自身は現象ではないもの、即ち「何らかの叡智的 議論の中で、或る現象の系列がそれから始まると考えられ し、「超越論的自由」(die transscendentale Freiheit)に関する 見出される自由と偶然性の問題を通して自由の可能性を論証 て示されている。この解決に於いてカントは、 は、『純粋理性批判』の「超越論的分析論」第二篇 いて」や、「超越論的弁証論」第二篇第二章「純粋理性 あらゆる対象を現象体と可想体に区分することの根拠に 悟性が、 自然が超感性的基体をもつことを指示すること 我々の経

は「感性界に於ける出来事として現象に属する」(KdpV., S.体を貫く主題である。我々の行為(Handlung)は、一方での超感性的基体に規定を与えることは、『実践理性批判』全また理性が、そのア・プリオリな実践的法則によって、こまた理性が、

115.) のではあるが、同時に、自由概念の領域が成立するの立するのであり、そこに於いて自由概念の領域が成立するのと言志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己ち意志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己ち意志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己ち意志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己ち意志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己を意志(Wille)・実践理性をもつ存在者が、道徳法則を自己があるが、同時に、自由な行為として、自由の原

えることで解決しようと試みる。『判断力批判』第五九節この難問をカントは、美を「道徳的なものの象徴」と考

り、カント哲学の真面目が遺憾なく発揮された節である。判」全体を「美学」と呼ぶとするならば)の最終到達点であ判」全体を「美学」と呼ぶとするならば)の最終到達点であれていて」(Von der Schönheit als

—— 自然と自由との媒介 – 五 道徳的善の象徴としての美

五一一 象徴について

である。

定義している。 用的見地に於ける人間学』に於いて、「象徴」を次のようにらかにすることから始めなければならない。カントは、『実は、カントが考えている「象徴」(Symbol)概念の意味を明「道徳性の象徴としての美」を理解するために、まず我々

「諸物の諸形態(諸直観)は、それらがただ概念による で、諸象の手段としてのみ役立つ限りで、諸象徴であり、象 ではよる認識は、象徴的(symbolisch)或いは形象的 は、象徴的(symbolisch)或いは形象的 は、それらがただ概念による 191.)

く、(概念による)知的(intellectuell)認識に対置され(感性的直観による)直観的(intuitiv)認識にではな「それ故、象徴的認識(das symbolische Erkenntniß)は、

れうる何らかの諸直観との類比(Analogie)による単に(Bedeutung)を与えるために、その概念がそれに適用さも、或る対象を描出することによって悟性の概念に意義る。象徴は、単に悟性の手段であるにすぎない。それ

間接的なものにすぎない。」(cbd.)

岩波書店の『カント全集 15』所収の渋谷治美氏の訳文では 類比によって概念に直観を与えて、その概念を象徴的或いは 認識に於いて、「鳩」は「平和」の「象徴」として用いられ ことを「類比」(Analogie)によって認識する。この象徴的 描き出すことによって、「平和」という概念が意味してい 観として「鳩」が、訳文を補う文言として挿入されている。 悟性の概念として「平和」、それが適用されうる何らかの直 念に意義を与えるものであること。さらに、その悟性の概念 する(Darstellung eines Gegenstandes)ことによって悟性の概 この定義に於いて、「象徴」は、「概念による表象の手段」 ている。このように『人間学』に於いては、「象徴」とは いう感性的直観の対象の具体的形象(これも直観である)を 確かに、「平和」という極めて抽象度が高い概念に、「鳩」と に意義を与えるものであることが述べられている。例えば がそれに適用されうる何らかの直観との類比によって、概念 てそれは「直観」であること。またそれは、或る対象を描出 「悟性の手段」(Mittel des Verstandes)であること。そし 即

であると定義される。形象的に認識する際に用いられる、悟性の手段としての直

ように定義されている。 「象徴」概念は、『判断力批判』に於いても基本的には同ご

であるにしても、これらの概念はつねに直観を要求する。 認識に属している。」それ故、たとえ本来の認識には不十分 と、また理性概念であろうと、 べて、それが経験的概念であろうと純粋悟性概念であろう 不可能である (§ 59, S. 254.)。しかし、我々のもつ概念はす 理念の場合にはその客観的なレアリテートを確証することは 念即ち理念には、どのような直観も適合しえない。それ故、 る「図式」(Schema)を介して与えられる。しかし、理性概 transzendentale Zeitbestimmung) (KdrV., A 139 / B 178.) 合には、この直観は構想力による「超越論的時間規定」(die 体的な感性的直観である。純粋悟性概念(カテゴリー) 必要とされる直観は「実例」(Beispiel)と呼ばれる個々の具 確証する(darthun)ためには、つねに諸直観が必要である。_ (§ 59, S. 254.) と言う。その概念が経験的概念の場合には、 「描出」(Darstellung)を求めるのである。 カントはまず、「我々の概念のレアリテート 概念である限り、「必然的 (Realität) であ の場 即

(Alle Hypotypose (Darstellung, subiectio sub adspectum) als 帯(描出、見エルモノニヨル代理)は、二通りある。」 そして、その描出即ち「感性化としてのあらゆる素

Verfahren)とは、図式作用(das Schematisieren)に於いて判Verfahren)とは、図式作用(das Schematisieren)に於いて判をすぎない。言い換えれば、直観と判断力の手続きとが概念あって、直観そのものから見てではない。従って、単に反省あって、直観そのものから見てではない。従って、単に反省あって、直観そのものから見てではない。従って、単に反省あって、直観そのものから見てではない。に於いて判とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観とによって、理念に対しても描出(即ちそれに対応する直観という。

を含んでいる。」(§ 59, S. 256.) の前者は概念の直接的描出を、後者は概念の間接的描出観は、図式であるか象徴であるかのいずれかである。そ

「概念の間接的描出」とは、類比(Analogie)を介して直観

をその概念に付与することである。従って、「象徴」は、

に従った対象の表象である。」(Fortschritte., S. 280.)

(或いは或る理性概念の)

象徴とは、

類比

「或る理念の

と定義することができるのである。 (cine Vorstellung des Gegenstandes nach der Analogie) である、ち、或る概念の「象徴」とは、「類比に従った対象の表象」ち、或る概念の「象徴」とは、「類比に従った対象の表象」と定義することができる。この引用では理念について述べてと定義することができる。この引用では理念について述べて

きをすると言う。

「この類比に於いて、判断力は二重の仕事をはたす。まったく異なった対象に適用するのである。」(§ 59, S. 表第一に、概念を或る感性的直観の対象に適用し、そのず第一に、概念を或る感性的直観の対象に適用し、そのである。)

されている「〔立憲〕君主政体の国家」(ein monarchischerbeseelter Körper)と国民の法(Volksgesetze)に従って統治このような象徴の例としてカントは、「魂をもった身体」(ein

Staat)、「手挽き臼」(eine Handmühle)と「専制君主国家 象によって可能な概念との関係に於いて、他の表象と、或 | 同じ関係である。」(Fortschritte., S. 280.)ところで、「反省す すことである。つまり、これら両者の間に見られる、「カテ 因性」の概念が同じように適用されているということを見出 も、一人の絶対君主の意志に従ってその全体が忠実に機能す の内に含まれる原因性を反省する、というのはどういうこと に相似(Ähnlichkeit)が存することに気付く(ebd.)。それら 性(Kausalität)を反省すると、それらの反省の諸規則の 者について、それらの在り方やそれらの内に含まれる原因 らない。しかし、例えば、手挽き臼と専制君主国家との 直観の対象ではない。それ故、直接的な認識の対象とはな 制君主国家」は、それ自体としては我々に直接与えられる 識を成立させる。しかし、「〔立憲〕君主政体の国家」や「専 体」や「手挽き臼」は、現実に我々に与えられる感性的直観 は自己の認識能力と比較し対照することである。」手挽き臼 る(Reflectiren (Überlegen))とは、所与表象を、それらの表 ゴリーとしての原因性一般の関係は、両者に於いてまったく る。従ってこの両者に於いて、カテゴリーの一つである「原 の全体はこの動作に正確に対応して作動する。専制君主国家 かと言うと、例えば手挽き臼は、或る人がそれを回せば、そ の対象であり、我々はそれに概念を適用することによって認 (ein despotischer Staat)を挙げている(ebd.)。「 魂をもった身 間 両

に適用し、手挽き臼を専制君主国家の「象徴」と見なすので相似に従って、手挽き臼に於ける反省の規則を専制君主国家省の諸規則もまた同じ(厳密に言えば相似)であると考えるとができる。そして判断力は、このような反省の諸規則の現象に於いても、専制君主国家の表象に於いても、共に原の表象に於いても、専制君主国家の表象に於いても、共に原の表象に於いても、専制君主国家の表象に於いても、共に原

ある。

与することができ、その概念に対する認識を可能にするので しても、 の理論的認識にとっては超越的 symbolische Vorstellungsart) ある。しかし、ともかくもこのような象徴的表象様式 描出されることはできない。」(Fortschritte, S. 280.)からで けは提示されることはできても、その内的性質はまったく の上からは私には知られないままに留まり、 ては、「この〔原因性一般の〕関係の主体は、 象徴される対象(上述の例であれば専制君主国家)に於 に類比に従った認識であるにすぎない。というのも、こ ある。ただし、この認識は本来的な理論的認識ではなく、 な概念に対しても、単に類比的なものではあるが、直観を付 よって我々は、本来それに適合する直観が与えられないよう これがカントの「象徴」の概念である。 類比を介して何らかの直観を与えることによって、 によって、理念のような本来我々 (transscendent) な概念に対 即ち、 その内的性質 従って主体だ

(Bedeutung) を与える」(Anthropologie, S. 191.) ことが可能即ち「或る対象を描出することによって、その概念に意義

に従う対象の表象」であり、しかもその表象は直観である、と定義することができる。それ故、象徴は、「客観る、と定義することができる。それ故、象徴は、「客観的諸記号(begleitende simliche Zeichen)による概念の性的諸記号(begleitende simliche Zeichen)による概念の性的諸記号(begleitende simliche Zeichen)による概念の性の諸記号(begleitende simliche Zeichen)による概念の性の諸記号(begleitende simliche Zeichen)による概念の性の諸記号(Wort)や「可視的記号」に標章として、カントは「言葉」(Wort)や「可視的記号」に表示に対象の表象は直観である。それ故、象徴は、「複比以上をまとめると、カントの「象徴」概念とは、「類比以上をまとめると、カントの「象徴」概念とは、「類比以上をまとめると、カントの「象徴」概念とは、「類比以上をまとめると、カントの「象徴」概念とは、「類比以上をまといる(§ 59, S. 256.)。

五一二 E・カッシーラーとS・K・ランガーの

シーラーとランガーの「シンボル」についての考察を検討せながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッピながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッピながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッコはながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッピながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッピながら symbol の意味を探っている。ここで我々は、カッピながら symbol の意味を探っている。ここでカントは、「象徴」(Symbol)と「記号」(Zeichen)とを区別している。

の各々を次のように規定している。 カントの「象徴」概念の特質を明らかにしてみたい。 オン「sign)或いは「シグナル」(signal)とを区別し、そイン」(sign)或いは「シグナル」(symbol)と「サンボルを操るもの』に於いて、「シンボル」(symbol)と「サンボルを操るもの』に於いて、「シンボル」(symbol)と「サンボルを操っている。

「シンボルは、一この語の本来の意味に於いて — 単なるシグナルに還元されることはできない。シグナルとるシグナルに還元されることはできない。シグナルとるシグナルに還元されることはできない。シグナルは物理的な存在者の世界の一部(a part of the human world of meaning)である。シグナルは『意は『作用するもの』(operator)である。シグナルは、た味指示するもの』(designator)である。シグナルは、たとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、使用されたとしても、やとえシグナルとして理解され、を用されたとしても、やとえいでは、ただ機能的価値のみをもっている。」(AEM., p. 37.)

れに対してシンボルは、「機能」(function)として捉えられ種の「物理的存在者」として物と直接的に結ばれている。こ即ち、カッシーラーに於いて、サイン或いはシグナルは、一

は、人間を「シンボル的動物」(animal symbolicum)(AEM.それを可能にする人間の思考である。それ故カッシーラーる。この機能の最も代表的なものが、言語であり、さらにはる。この機能の最も代表的なものが、言語であり、さらには

p. 32)即ちシンボルを操る生き物と定義する。

明白なことである。」(ibid.) 歩全体がこの諸条件に基づいていることは、否定し難く最も独特な特徴の一つであること、そして人間文化の進いというがある。

このように「機能」として捉えられるシンボルは、「何ら 物理的世界の部分としての現実的存在をもたない。それは 物理的世界の部分としての現実的存在をもたない。それは はなく、単に「意味機能」を表しているにすぎない。これ はなく、単に「意味機能」を表しているにすぎない。これ はなく、単に「意味機能」を表しているにすぎない。これ はなく、単に「意味機能」を表しているにすぎない。これ はなく、単に「意味機能」を表しているにすぎない。これ は、カントの「象徴」概念とは大きく異なる。カントの「象 して、かしろカント が「標章」として象徴から区別した、言葉や代数学の記号等 が「標章」として象徴から区別した、言葉や代数学の記号等 が示す意味機能が、カッシーラーの言うシンボルであり、そ がふす意味機能が、カッシーラーの言うシンボルであり、そ れらを用いることが「シンボル作用」と言われているのであ れらを用いることが「シンボル作用」と言われているのであ

に於いて、サインとシンボルを比較しながら、次のように述次に、S.K.ランガーも、その著書『シンボルの哲学』

べている。

ある。」(PNK., p. 69.) ある。」(PNK., p. 69.)

これに対して

て、事物ではないのである。」(*PNK.*, p. 72.) ……シンボルが直接的に『意味する』ものは麦象であっての表象(conception)を運ぶものである。……(中略)「シンボルは、それらの対象の代理ではなく、対象につい

ある。」(ibid.) もして、例えば「語」はサインとしている一個のシンボルで しているのではなく、表象と連合している一個のシンボルで れ自身は本来は、「外部的に存在する事物や事象に直接連合 のいるが、そ

してそれの対象を報告する。」(ibid.) 描かせる(conceive)〕のに反して、サインは主観に対ンボルが主観を導いて、それの対象を表象させる〔心に主観が、それを利用するその用いかたの相違である。シ主観が、それを利用するその用いかたの相違である。りにかける。

このように、ランガーはサインとシンボルをその意味機能のこのように、ランガーはサインは直接事物を指し示すが、シンボルは表象〔概念〕(conception)を指示する。このことからまた、「サインは行動の基礎であり、あるいは、行動を命らまた、「サインは行動の基礎であり、あるいは、行動を命らまた、「サインは行動の基礎であり、あるいは、行動を命らまた、「サインは行動の基礎であり、あるいは、行動を命らまた、「サインは行動の基礎であり、あるいは、行動を命らまた、「中インは一般である」(PNK., p. 64.)とであるかという問題から考察を始めて、「意味は性質ではとであるかという問題から考察を始めて、「意味は性質ではなく、項(term)の機能(function)である」(PNK., p. 64.)とであるかという問題から考察を始めて、「意味は性質ではという。

「シンボル」を「機能」(function)として捉えている。ただのそれとほぼ同じであると結論づけられる。両者はともに、このようなランガーの「シンボル」概念は、カッシーラー

機能とがあることを指摘しているのである。

ことを明らかにし、その機能として、サイン機能とシンボル

ランガーの場合にも当てはまるであろう。 一致している。それ故、カッシーラーの「シンボル」 だには、両者の間に多少の相違が存するようにも思われる。 定には、両者の間に多少の相違が存するようにも思われる。 定には、両者の間に多少の相違が存するようにも思われる。 だは、両者の間に多少の相違が存するようにも思われる。 だは、両者の間に多少の相違が存するようにも思われる。 がし、シンボルを事物ではないと規定する点では、両者は がっし、カッシーラーが、シンボルを「物理的世界の部分として ランガーの場合にも当てはまるであろう。

できるであろう。

(できるであろう。

(できるであろう。

(の) というような)により近いのは、カは平和の象徴である。」というような)により近いのは、カは平和の象徴である。」というような)により近いのは、カは平和の象徴である。」というような)により近いのは、カは平和の象徴である。」というような)により近いのは、カは平和の象徴である。」というような)により近いのは、増しいるであるう。

るということである。単に類比を介してではあるが、直観を対応させることができ直観をもつことができない概念(理性概念即ち理念)にも、で言えば、象徴的表象様式によって、本来はそれに対応するともかくも、カントによる「象徴」の定義の眼目は、一言

五一三 道徳的善の象徴としての美

カントは以上のように「象徴」を定義した上で、

「さて私は、美しいものは道徳的に善いものの象徴である、と言う。」(Nun sage ich: das Schöne ist das Symbol des Sittlich-Guten.) (§ 59, S. 258.)

と主張する。

ない。

げているのは、次の四点である。出される「相似」(Ähnlichkeit)を挙げている。カントが挙比較し、それらについて我々が反省する場合の規則の間に見比較し、それらについて我々が反省する場合の規則の間に見かいて明らかにした美の特質を道徳的に善なるものの特質とかいて明らかにした美の特質を道徳的に善なるものの特質と

に関心に基づいていない。(2)美は一切の関心を欠いており、道徳的善もそれについ(2)美は一切の関心を欠いており、道徳的善もそれについ(1)美と道徳的善はともに、直接的に満足を与える。

される。 (3美の判定に於ける構想力の自由は、普遍的法則に従う自己自身との一致として思惟調和したものとして表象される。道徳的判断では意志の3美の判定に於ける構想力の自由は、悟性の合法則性に

④美と道徳的善とについての判断はともに、普遍妥当的

カント「美的判断力の批判」の一考察(三)

なものとして表象される。

ントの分析を承認する限り、根拠のあることと言わねばなら者の間に「類比」(Analogie)が成立しうることも、このカらの間に差異が存することは当然である。しかし、これら両もちろん、これら両者の特質は同じものではないから、それもある。

そして、美しいもの(das Schöne)は、現象に於いて輝きGute)とは、ただ「欲求能力の対象」(ein Gegenstand des Begehrungsvermögens)(KdpV., S. 106.)としてのみあるものであり、実践理性自身のもつ「道徳法則に従ってのみ、かであり、実践理性自身のもつ「道徳法則に従ってのみ、かであり、実践理性自身のもつ「道徳法則に従ってのみ、かの理念であり、これは我々の直観の対象とはなりえない。即ち、「道徳的善(das sittlich Gute)は、客観から見て超感性的ち、「道徳的善(das sittlich Gute)は、客観から見て超感性的ち、「道徳的善(das sittlich Gute)は、客観から見て超感性的な或るものであり、それ故これに対しては、感性的直観に於いて輝きいてそれに対応する或るものは見出されえない」(KdpV., S. 120.) のである。

定義した「象徴」又は「象徴的表象様式」の構図にぴったり、この美しいものと道徳的に善いものとの関係は、カントが

ものの「象徴」として表象するのである。
づいて適用する。それによって、美しいものを道徳的に善い(理念の対象)についての反省へと、その規則の相似性に基象)について反省し、その反省の規則を道徳的に善いものと当てはまる。即ち、我々は、美しいもの(感性的直観の対と当てはまる。即ち、我々は、美しいもの(感性的直観の対

たのようにして、美は道徳的善の象徴と見なされることができる。そしてこれは、趣味の二律背反の解消に於いて示された、趣味判断が「人間性の超感性的基体の理念」に基づいを与えることの可能性の表現でもある。それと同時に、美い判断力によってこの超感性的基体に可視性(Sichtbarkeit)を与えることの可能性の表現でもある。即ち、美的判断力を与えることの可能性の表現でもある。即ち、美的判断力を呼ばれるこの超感性的基体の理念に対して、美しいものの直観)をその象徴として付与することによって、この理念に規定可能性を与えるのである。そしてこのことを通して、美的判断力は、自然概念の領域から自由概念の領域へのを行を可能にする、と考えられるのである。これをカントは移行を可能にする、と考えられるのである。これをカントは移行を可能にする、と考えられるのである。これをカントはないように表現している。

ときにも悟性にとって合目的的に規定可能なものとしてるが、それは、趣味が構想力を、それが自由の内にあるの移り行きを、無理無体な飛躍なしに可能にするのであ「趣味は、いわば感能的魅力から習慣的な道徳的関心へ

る。」(§59,S.260.)でも自由な満足を見出すよう教えることによるのであ表し、感能の諸対象についてさえも、感能的魅力なしに

六 結び ―― 「目的論的判断力の批判」への移行 ―

渡ししようとする。 えることによって、自然概念の領域と自由概念の領域とを橋以上考察したように、カントは、美を道徳的善の象徴と考

「前節〔第五八節〕に於いて示したように、趣味が望見にているのは、叡智的なもの(das Intelligibele)である。とているのは、叡智的なもの(das Intelligibele)である。とているのは、叡智的なもの(das Intelligibele)である。とているのは、叡智的なもの(das Intelligibele)である。とでいるのは、叡智的なもの(趣味の)能力に於いてうと思われるものである。この〔趣味の〕能力に於いてうと思われるものである。この〔趣味の〕能力に於いてうと思われるものである。この〔趣味の〕能力に於いてうと思われるものである。この〔趣味の〕能力に於いて言分自則が、我々の上級認識諸能力さえもがなすと比較して、のであり、それは、趣味が望見に関してそうするのと同様である。そして判断力は、主に関してそうするのであって、それは、理性が欲求能力は、経験法則の他律に支配されているとは見なさない。

(現象界) に輝き出た自由の根拠

仕方で、統一へと結びつけられるのである。」(§ 59, S 結び付いている或るものへと、自らが関係づけられてい り自由の根拠と結び付いている、即ち超感性的なものと るものへと、即ち自然でも自由でもないが、しかしやは される可能性〕の故にも、 Ŕ 論的能力は実践的能力と、共通ではあるが知られざる ると見なすのである。この超感性的なものに於いて、理 の原理である主観的合目的性が自然の事物に於いて見出 また主観と一致する自然の外的可能性 主観自身の内及び外にある或 〔判断力自身

のである。

即ち、 である。これが、我々が本稿の冒頭で提示した課題(二)に 念の領域を結び、自然から自由への移行を可能ならしめるの 対する、「美的判断力の批判」に於けるカントの解答であり、 底に存する「超感性的なもの」に関わることによって、 美的判断力は、自然概念と自由概念の両方の領域の根 両概

258f. [] 内筆者挿入。)

界も彼は十分に自覚している。それはまさに、「象徴として 叡智的なものの象徴として考えられることはできる。それは 美」という概念がもつ限界である。美は、道徳的なもの このようにカントは結論づけたのであるが、この結論の限 であると考えられる。しかし、 象徴はあくまでも象徴で (叡智的なも

> 上、自然から自由への現実的移行を可能にするとは言い難 に主観的・形式的合目的性に於いて成立するものである以 与えることの可能性を示すことはできるのであるが、美が単 としての美」は、確かに叡智的なものの理念に規定可能性を なものそれ自身は見出されえないのである。それ故、「象徴 わけではない。現象はあくまでも現象であり、 あり、それが象徴しているところのものの実在を認識させる そこに叡智的

ては、 差す事柄)として考察されるのである。 ち自然から自由 とによって、反省的判断力による悟性と理性との媒介が、 Urtheilskraft)が更に必要とされる所以である。そこに於い これが、「目的論的判断力の批判」(Kritik der teleologischen 自然の客観的かつレアールな合目的性が確認されるこ への移行が、 レアールな事柄 (即ち実在に根

完

注

- であろう。 直接的にはこのような表現はしていないが、このように理解してもよい 直接的にはこのような表現はしていないが、このように理解してもよい
- 3) 高坂正顯、前掲書、三一三頁。
- 34) 既に三ーーー七で述べたように、「構想力」(Einbildungskraft, facultas imaginandi)とは本来、感性に於いて与えられた或る対象の直観の多様を心の中に受け入れ(把捉し)、それを一つの対象の表象として、一つの形象(Bild)へと纏め上げる(綜括する)能力である。」(Kdr.Y. A 120.)。「形象は、産出的構想力の経験的能力の所産である。」(Kdr.Y. A 141 / B 181.) しかし、その対象が無形式(formlos)なもの(例えば、極めて巨大なものとか無限なもの等)である場合、それを一つの形象へ極めて巨大なものとか無限なもの等)である場合、それを一つの形象へを纏め上げることは、構想力の能力を超えたこととならざるをえない。と纏め上げることは、構想力の能力を超えたこととならざるをえない。と纏め上げることは、構想力の能力を超えたこととならざるをえない。
- (35) ここでカントは、「力」(Macht)と「威力」(Gewalt)について、次のように定義している。「力とは、大きな障害を凌駕している能力である。こでカントは、「力」(Macht)と「威力」(Gewalt)について、次の
- 関わる、と述べている(§ 24, S. 80.)ことの意味であろう。 (36) これが、カントが数学的崇高は認識能力に、力学的崇高は欲求能力に
- (37) 渋谷治美訳『人間学』(『カント全集 15』、岩波書店、二○○三年)
- Minmanuel Kant über die von der Königl. Akademie der Wissenschaften zu Berlin für das Jahr 1791 ausgesetzte Preisfrage: Welches sind die wirklichen Fortschritte, die die Metaphysik seit Leibnizens und Wolf's Zeiten in Deutschlamd gemacht hat?, in: Kant's handschriftlicher Nachlaß Bd. VII: Kant's Gesammelte Schriften Bd. XX, hrsg. von der Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin 1942, S. 280. 以下、同論文は Fortschritte. と略記し、アカデミー版の頁数を本文中に表示する。
- (39) 『判断力批判』第五九節の第一段落と第二段落との間には、若干の飛

- とができる。 はの思述を参考にする解釈によって、その飛躍を埋めるこはな悪賞論文」の記述を参考にする解釈によって、その飛躍を埋めるここのとができる。
- (40) Hypotypose の語源は、恐らくギリシア語の ýnorónoorgであろう。 この語の意味は、オックスフォードの希英辞典によれば、an outline、pattern(An Intermediate Greek-English Lexicon, Oxford, 1975, p. 848.)である。従って、この語でカントが意味しているのは、或る概念を(感性的る。従って、この語でカントが意味しているのは、或る概念を(感性的に、「表現」(坂田訳)、「直観的表示」(篠田訳)、「例証」(原訳)、「感では、「表現」(坂田訳)、「直観的表示」(篠田訳)、「例証」(原訳)、「感性的表示」(字都宮訳)、「直観的表出」(牧野訳)である。
- (4) 「図式作用に於いて判断力が従う手続き」とは、簡単に言えば、感性に於いて与えられた直観の多様を、悟性の概念に対して構想力が産出した図式即ち「概念にその形象を付与する構想力の一般的な手続きについた図式即ち「概念にその形象を付与する構想力の一般的な手続きについての表象」(KdrY. A 140 / B 179f.)を通して悟性の概念の下に包摂することである。
- (名) Immanuel Kant, Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft. V. in: Kant's handschriftlicher Nachlaß Bd. VII: Kant's Gesammelte Schriften Bd. XX, hrsg. von der Preußischen Akademie der Wissenschaften, Berlin 1942, S. 211. なお、『純粋理性批判』に於いては、「反省(Überlegung (reflexio))は、直接的に対象の概念を得るために、対象自身に関与することはしない。むしろそれは心の状態である。つまり、その制約の下で我々が概念に到達することができる主観的な諸制約を発見するために、我々が何よりもまずそのことに着手しているという心の状態である。反省は、我々の様々な認識源泉に対して所与表象がもつ関係の意識であり、この意識によってのみ所与表象相互の関係が正しく規定されることができるのである。」(Kahrl. A 260/B 316.)と述べられている。
- ような間接的描出に充ちている。それによって表現は、概念のための本(名) ただし、少し後でカントは、「言語」(Sprache)は、「類比に従うその

- (4) Ernst Cassirer, An Essay on Man / An Introduction to a Philosophy of Human Culture, New Haven, 1944. in: Ernst Cassirer Gesammelte Werke. Hamburger Ausgabe, hrsg. von Brigit Recki, Bd. 24, Text und Anmerkungen bearbeitet von Maureen Lukay, Hamburg 2006. 以下、同書は AEA. と略記し、同書からの引用はハンブルク版全集の頁数を本文中に指示する。同し、同書からの引用はハンブルク版全集の頁数を本文中に指示する。同現代叢書、一九五三年)及び宮城音弥訳『人間 シンボルを操るもの』(岩波文庫、一九九七年)があり、参照した。
- (45) Susanne K. Langer, Philosophy in a New Key, a Study in the Symbolism of Reason, Rite and Art, Boston, 1941¹, 1957². 以下、同書は PNK. と略記し、 引用は、同書の翻訳である矢野萬里・池上保太・貴志謙二・近藤洋逸訳 『シンボルの哲学』(岩波書店、一九六○年) に基づき、その頁数を本文 中に指示する。